

四十八 借地権の設定等に伴う所得の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(相当の地代を引き下げた場合の権利金の認定)</p> <p>13-1-4 .....            .....又は13-1-3若しくは連結納税基本通達16-1-3《<b>相当の地代を引き下げた場合の権利金の認定</b>》により.....</p> <p>(権利金の認定見合せ)</p> <p>13-1-7 .....            (注)1 .....            .....「<b>当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)開始の時</b>」.....  <b>2 当該法人が連結納税基本通達16-1-7《権利金の認定見合せ》の取扱いによる届出を行っていた場合についても、本通達の適用がある。</b></p> <p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13-1-11 令第138条第3項《<b>特別の経済的な利益の額の計算</b>》に規定する「<b>通常の利率</b>」は年3.0%、.....</p> <p>(貸地の返還を受けた場合の処理)</p> <p>13-1-16 .....            (1) 無償で返還を受けた場合 その土地について借地権の設定等に当たり令第138条第1項《<b>借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入</b>》又は法第33条第2項《<b>資産の評価損の損金算入</b>》の規定(法第81条の3第1項《<b>個別益金額又は個別損金額</b>》</p>	<p>(相当の地代を引き下げた場合の権利金の認定)</p> <p>13-1-4 .....            .....又は13-1-3により.....</p> <p>(権利金の認定見合せ)</p> <p>13-1-7 .....            (注) .....            .....「<b>当該事業年度開始の時</b>」.....</p> <p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13-1-11 令第138条第3項《<b>特別の経済的な利益の額の計算</b>》に規定する「<b>通常の利率</b>」は年3.5%、.....</p> <p>(貸地の返還を受けた場合の処理)</p> <p>13-1-16 .....            (1) 無償で返還を受けた場合 その土地について借地権の設定等に当たり令第138条第1項《<b>借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入</b>》又は法第33条第2項《<b>資産の評価損の損金算入</b>》の規定により損金の額に算入した金額があるときは、その損金</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>の益金又は損金算入》の規定により同項の個別損金額を計算する場合の 令第 138条第 1 項又は法第33条第 2 項の規定を含む。)により損金の額に 算入した金額があるときは、その損金の額に算入した金額</b></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) .....</p>	<p><b>の額に算入した金額</b></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) .....</p>

四十九 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>(先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等)</p> <p>13の2-1-4 .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>.....<b>同条第 1 項から第 3 項までの規定 (法第81条の 3 第 1 項 《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の 個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの規定を含む。)</b>に基 づき各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当 該連結事業年度) に配分することに留意する。 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等)</p> <p>13の2-1-4 .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>.....<b>同条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき各事業年度に 配分することに留意する。 .....</b></p> <p>2 .....</p>